



SOS 子どもの村
JAPAN

vol. **012**
2018.11
November

News Letter

すべての子どもに愛ある家庭を



国際スタンダードに向かって

歩き始めた日本の児童福祉

- 「子どもの村福岡」の運営方針について
- わたしたちの仕事、ファミリーアシスタントを紹介します



国際スタンダードに向かって 歩き始めた日本の児童福祉

一昨年と昨年は、児童福祉にとって「革命の年」と言われています。児童福祉法は、戦後の1947年に法制化されましたが、その後70年間にわたり大きな改正はありませんでした。その間、日本の社会状況が時代とともに変わり、社会や家庭のありようが大きく変化しても児童福祉は戦後のままであり、家族と暮らせなくなった子ども達にとって、代わる家庭を基盤とする養育（養子縁組や里親）の政策不足を国連子どもの権利委員会から指摘されていました。

「革命」と言われるのは、このような状況下で行われた2016年の児童福祉法改正において、「保

護の対象」であった子どもが「権利の主体」として「子どもの意見」が尊重され「子どもの最善の利益」が優先して考慮されること、また、その権利の保障のために施設養育から家庭養育優先の理念等が明確にされたからです。さらに、2017年に公表された「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの家庭養育原則を実現するための環境整備を最大限のスピードをもって実現する工程が示されました。

児童福祉法の改正と「新しい社会的養育ビジョン」は、子どもの権利に関して日本がようやく国際スタンダードの水準へと歩き出した児童福祉の革命と言えるのです。



<対談>

「新しい社会的養育ビジョン」を発表した厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」のメンバーである藤林氏と SOS 子どもの村 JAPAN の理事が、これからの日本の社会的養育についての対談を行いました。

- 藤林武史 (福岡市こども総合相談センター所長・精神科医)
- 坂本雅子 (SOS 子どもの村 JAPAN 常務理事・小児科医)
- 田北雅裕 (SOS 子どもの村 JAPAN 理事・九州大学大学院人間環境学研究院専任講師)

「新しい社会的養育ビジョン」の位置付け

● 田北：2017年8月、厚労省から「新しい社会的養育ビジョン(以下、ビジョン)」が公表されました。里親委託率等の目標数値が具体的に設定されたこともあり、児童福祉の関係者には大きなインパクトを与えました。改めて、このビジョンのポイントについて、教えてくださいませんか？

● 藤林：ビジョンは、2016年の改正児童福祉法で掲げられた原則を、社会で実現していくために具体的な施策に落とし込んだものです。具体的には「子どもを権利の主体とすること」「子どもの最善の利益を優先とすること」「子どもは家庭で養育されることが優先されなければならないこと」の3点が法律に明記された点が大きいです。特に3点目の家庭養育優先の原則については、SOS 子どもの村が実践してきたこと、そのものだと思います。

● 坂本：そうですね。私たち SOS 子どもの村は、2011年に「国連子どもの代替養育に関するガイドライン(2006)」の翻訳出版をして、国内に家庭養育優先の原則を発信してきました。今回の児童福祉法は、その国際的スタンダードに則った改正であり、それを踏まえたビジョンの公表は、画

期的な納得できるものでした。いよいよ日本も始まっていくのだな、という気持ちになりました。

● 田北：家庭養育優先という意味では、特に乳幼児のパーマネンシーの保障(永続的で安定的な家庭環境の構築)が強調されていました。



NEWS LETTERは、マンスリー支援会員限定の会報誌です。
全てのページをご覧になりたい方は会員登録をお願いします。